

議案第6号

恵庭市公共料金等審議会条例の廃止について

恵庭市公共料金等審議会条例を次のとおり廃止することについて議決を求める。

平成29年2月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市公共料金等審議会条例を廃止する条例

恵庭市公共料金等審議会条例（昭和54年条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日の前日において、廃止前の恵庭市公共料金等審議会条例第3条第2項の規定により任命された恵庭市公共料金等審議会の委員である者の任期は、同条例第3条第3項の規定にかかわらず、その日までとする。

議案第7号

恵庭市税条例等の一部改正について

恵庭市税条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成29年2月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市税条例等の一部を改正する条例

(恵庭市税条例の一部改正)

第1条 恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表左欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表左欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表左欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表左欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

(恵庭市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恵庭市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第98条の改正規定及び同条例」及び「並びに次条第3項」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第1条中恵庭市税条例第98条の改正規定 平成31年10月1日
- (6) 次条第3項の規定 恵庭市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）の施行の日

附則第1条に次の1項を加える。

2 前項第6号の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附則第2条第1項及び第3項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第4条を次のように改める。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中恵庭市税条例第28条第1項ただし書の改正規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日
- (2) 第1条中恵庭市税条例附則第16条の改正規定 平成29年4月1日

# 参考資料

惠庭市税条例新旧対照表（抄）<第1条関係>

| 現行  | 第1条～第27条（略）  | 改正案 |
|---|--|-----|
| <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地図保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除</p> | <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地図保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除</p> |     |

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>「除額」という。)の控除を受けるものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りではない。</u></p> <p>2~9 (略)</p> <p>第29条～第149条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の3 (略)</p>  | <p>「除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りでない。</u></p> <p>2~9 (略)</p> <p>第29条～第149条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の3 (略)</p>  |
| <p>第5条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2~3 (略)</p> | <p>第5条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するとところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2~3 (略)</p> |

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| 第5条の4～第15条（略）<br><br>(軽自動車税の税率の特例)<br>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | 第5条の4～第15条（略）<br><br>(軽自動車税の税率の特例)<br>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |

| 第2号ア | 3,900円  | 4,600円    | 4,600円    |
|------|---------|-----------|-----------|
|      | 6,900円  | 8,200円    | 8,200円    |
|      | 1万 800円 | 1万 2,900円 | 1万 2,900円 |
|      | 3,800円  | 4,500円    | 4,500円    |
|      | 5,000円  | 6,000円    | 6,000円    |

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

| 現行   | 改正案  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|--|--|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|--|------|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|
| 欄に掲げる字句とする。  | 欄に掲げる字句とする。  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>第89条第2号ア</th><th>3,900円</th><th>1,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>  | 第89条第2号ア   | 3,900円 | 1,000円 |  | 6,900円 | 1,800円 |  | 1万800円 | 2,700円 |  | 3,800円 | 1,000円 |  | 5,000円 | 1,300円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2号ア</th><th>3,900円</th><th>1,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>  | 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |  | 6,900円 | 1,800円 |  | 1万800円 | 2,700円 |  | 3,800円 | 1,000円 |  | 5,000円 | 1,300円 |
| 第89条第2号ア   | 3,900円   | 1,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 1,800円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 1万800円   | 2,700円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 1,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 1,300円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
| 第2号ア   | 3,900円   | 1,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 1,800円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 1万800円   | 2,700円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 1,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 1,300円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
| <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第89条第2号ア</th><th>3,900円</th><th>2,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </tbody> </table> | 第89条第2号ア   | 3,900円 | 2,000円 |  | 6,900円 | 3,500円 |  | 1万800円 | 5,400円 |  | 3,800円 | 1,900円 |  | 5,000円 | 2,500円 | <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2号ア</th><th>3,900円</th><th>1,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>1万800円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </tbody> </table> | 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |  | 6,900円 | 1万800円 |  | 3,800円 | 5,000円 |  | 5,000円 | 2,500円 |  |        |        |
| 第89条第2号ア   | 3,900円   | 2,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 3,500円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 1万800円   | 5,400円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 1,900円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 2,500円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
| 第2号ア   | 3,900円   | 1,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 1万800円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 5,000円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 2,500円 |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |
| <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用を受けるものとし、(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用を受けるものとし、</p>  | <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用を受けるものとし、(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用を受けるものとし、</p> |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |      |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |  |        |        |

| 現行  | 改正案             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|-------------|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|--------|
| <p>定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第89条第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> | <u>第89条第2号ア</u> | 3,900円 | 3,000円 | 3,900円 | 3,000円 |  | 6,900円 | 5,200円 | 6,900円 | 5,200円 |  | 1万800円 | 8,100円 | 1万800円 | 8,100円 |  | 3,800円 | 2,900円 | 3,800円 | 2,900円 |  | 5,000円 | 3,800円 | 5,000円 | 3,800円 | <p>定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> | <u>第2号ア</u> | 3,900円 | 3,000円 | 3,900円 | 3,000円 |  | 6,900円 | 5,200円 | 6,900円 | 5,200円 |  | 1万800円 | 8,100円 | 1万800円 | 8,100円 |  | 3,800円 | 2,900円 | 3,800円 | 2,900円 |  | 5,000円 | 3,800円 | 5,000円 | 3,800円 |
| <u>第89条第2号ア</u>   | 3,900円          | 3,000円 | 3,900円 | 3,000円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 6,900円          | 5,200円 | 6,900円 | 5,200円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 1万800円          | 8,100円 | 1万800円 | 8,100円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 3,800円          | 2,900円 | 3,800円 | 2,900円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 5,000円          | 3,800円 | 5,000円 | 3,800円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
| <u>第2号ア</u>   | 3,900円          | 3,000円 | 3,900円 | 3,000円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 6,900円          | 5,200円 | 6,900円 | 5,200円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 1万800円          | 8,100円 | 1万800円 | 8,100円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 3,800円          | 2,900円 | 3,800円 | 2,900円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |
|   | 5,000円          | 3,800円 | 5,000円 | 3,800円 |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |             |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |  |        |        |        |        |

第17条～第25条（略）

第17条～第25条（略）

恵庭市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）<第2条関係>

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| 第1条～第2条（略）  |  |
| <p style="text-align: center;">附 則<br/>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中恵庭市税条例第98条の改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日</p> <p>(4) (略)</p> | <p style="text-align: center;">附 則<br/>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中恵庭市税条例<br/>の改正規定<br/>及び附則第4条の規定 平成29年4月1日</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中恵庭市税条例第98条の改正規定 平成31年10月1日</p> <p>(6) 次条第3項の規定 恵庭市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第 号)の施行の日</p> <p>2 前項第6号の規定は、平成29年1月1日から適用する。</p> |

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の恵庭市税条例(以下「新条例」という。)第36条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第36条第2項に規定する納期限が到来する個

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| 人の市民税に係る延滞金について適用する。  | 人の市民税に係る延滞金について適用する。  |
| 2 (略)   | 2 (略)   |
| 3 新条例第 45 条第 5 項及び第 46 条第 4 項の規定は、前 <u>条第 1 号</u> に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 45 条第 3 項又は第 46 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 | 3 新条例第 45 条第 5 項及び第 46 条第 4 項の規定は、前 <u>条第 1 号</u> に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 45 条第 3 項又は第 46 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 |
| 4 (略)   | 4 (略)   |
| 第 3 条 (略)   | 第 3 条 (略)   |
|   | (軽自動車税に関する経過措置)   |
|   | 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以下の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。                                       |

議案第8号

恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正について

恵庭市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成29年2月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

恵庭市自転車等駐車場条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

| 区分                     | 単位    | 料金     |        |
|------------------------|-------|--------|--------|
|                        |       | 一般     | 学生     |
| シーズン(4月1日から11月30日まで)   | 1台につき | 4,800円 | 3,200円 |
| 冬季保管(12月1日から翌年3月31日まで) | 1台につき |        | 1,200円 |

」を

| 区分                   | 単位    | 料金     |        |
|----------------------|-------|--------|--------|
|                      |       | 一般     | 学生     |
| シーズン(4月1日から11月30日まで) | 1台につき | 4,800円 | 3,200円 |

|                        |         |        |
|------------------------|---------|--------|
| 一時利用(4月1日から11月30日まで)   | 1回1台につき | 50円    |
| 冬季保管(12月1日から翌年3月31日まで) | 1台につき   | 1,200円 |

」に

改め、同表備考に次のように加える。

3 「1回」とは、入庫から出庫までの間の利用をいう。ただし、入庫日の午後12時を経過しても出庫しない場合にあっては、入庫日から午後12時を経過するまでの間の利用をいう。

#### 附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

# 参考資料

| 現行   |       | 改正案         |        |
|--|-------|-------------|--------|
| 第1条～第16条（略）  |       | 第1条～第16条（略） |        |
| 別表(第8条関係)  |       | 別表(第8条関係)   |        |
|  |       |             |        |
| 区分   | 単位    | 料金          | 単位     |
| 一般   | 学生    | 一般          | 学生     |
| シーズン(4月1日から11月30日まで)   | 1台につき | 4,800円      | 3,200円 |
| 冬季保管(12月1日から翌年3月31日まで)   | 1台につき | 1,200円      | 1,200円 |
| 備考   |       | 備考          |        |
| 1～2（略）   |       | 1～2（略）      |        |
| 3 「1回」とは、入庫から出庫までの間の利用をいう。ただし、<br>入庫日の午後12時を経過しても出庫しない場合にあつては、<br>入庫日から午後12時を経過するまでの間の利用をいう。 |       |             |        |

議案第9号

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成29年2月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する  
条例

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号イ中「、同条第3項の書類及び同条第4項の書類」を「及び同条第3項の書類」に改める。

第12条第2項各号列記以外の部分中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第3項の書類」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第13条第2項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第4項」を削る。

第14条中「、同条第3項の書類若しくは同条第4項」を「若しくは同条第3項」に、「3年間」を「5年間」に改める。

第20条第2項第4号中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改め、同項第5号中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、同項第6号中「又は第2項から第4項まで」を「、第2項又は第3項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項及び第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度における第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度における改正前の恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

3 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る第12条第3項に規定する書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項に規定する書類については、なお従前の例による。

# 参考資料

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例新旧対照表（抄）

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| 第1条～第3条（略）   | 第1条～第3条（略）  |
| <p>（指定のために必要な手続を行う基準）</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類</p> <p>(8)～(11)（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>（指定のために必要な手続を行う基準）</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類</p> <p>(8)～(11)（略）</p> <p>2（略）</p> |
| <p>第5条～第11条（略）</p> <p>（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等）</p> <p>第12条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、規則で定めるところに</p>  | <p>（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等）</p> <p>第12条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、規則で定めるところに</p>  |

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| より、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過する日までの間、その事務所に備え置かなければならぬい。  | より、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過する日までの間、その事務所に備え置かなければならぬい。  |
| 2 指定対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、規則で定めるところにより次に掲げる書類を作成し、第 1 号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 2 号から第 4 号までに掲げる書類については <u>翌々事業年度</u> の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。                       | 2 指定対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、規則で定めるところにより次に掲げる書類を作成し、第 1 号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 2 号から第 4 号までに掲げる書類については <u>その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。</u> |
| (1)～(4) (略)   | (1)～(4) (略)   |
| 3 指定対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して 3 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬい。   | 3 指定対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。   |
| 4 指定対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除く。次条第 2 項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算し | 4 指定対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除く。次条第 2 項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算し |

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <u>て3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。</u>   | 4 指除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させなければならない。  |
| 5 指除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させなければならない。 | 5 (略)   |
| (役員報酬規程等の提出)   | <p>6 第13条 指除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、規則で定めるところにより、前条第3項又は第4項の書類を市長に提出しなければならない。</p> |
| (役員報酬規程等の公開)   | <p>7 第14条 市長は、指除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第12条第2項第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第12条第2項第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第12条第2項第3</p>  |

| 現行   | 改正案 |
|--|-----|
| <p><b>2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</b></p> <p>第15条～第19条（略）</p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第20条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいづれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>2 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいづれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 正当な理由がなく、第11条第1項又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がなく、第11条第2項又は第12条第6項の規定に違反して書類を公表せず、又は虚偽の書類を公表したとき。</p> <p>(6) 第12条第1項(第16条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p><b>2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</b></p> <p>第15条～第19条（略）</p> <p>(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第20条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいづれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>2 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいづれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 正当な理由がなく、第11条第1項又は第12条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がなく、第11条第2項又は第12条第5項の規定に違反して書類を公表せず、又は虚偽の書類を公表したとき。</p> <p>(6) 第12条第1項(第16条第4項において準用する場合を含む。)</p> |     |

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>又は第 2 項から第 4 項までの規定に違反して書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときはこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(7)～(8) (略)<br/>3～5 (略)</p> <p>第 21 条～第 22 条 (略)</p> | <p>第 2 項又は第 3 項 の規定に違反して書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(7)～(8) (略)<br/>3～5 (略)</p> <p>第 21 条～第 22 条 (略)</p> |

議案第10号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成29年2月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「13名」を「15名」に改め、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

# 参考資料

| 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（抄）   |   |
|---|---|
| 現行  | 改正案   |
| 第1条～第5条 (略)   | 第1条～第5条 (略)   |
| (廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織)  | (廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織)  |
| 第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量化並びに廃棄物の處理及清掃に関する事項を調査審議するため、恵庭市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 | 第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量化並びに廃棄物の處理及清掃に関する事項を調査審議するため、恵庭市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 |
| 2 審議会は、委員 <u>13名</u> 以内をもって組織する。  | 2 審議会は、委員 <u>15名</u> 以内をもって組織する。  |
| 3 (略)   | 3 (略)   |
| 4 委員の任期は <u>2年</u> とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。                              | 4 委員の任期は <u>2年以内</u> とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。                            |
| 5～6 (略)   | 5～6 (略)   |
| 第7条～第34条 (略)  | 第7条～第34条 (略)  |